

令和4年度 新宿区自転車等駐輪対策協議会（第2回）
議 事 録

令和4年8月29日（月）9時30分～11時30分
区役所本庁舎 6階 第2委員会室

1 開会

2 議題

- (1) 第1回協議会の概要と指摘事項への対応について
- (2) 自転車に関するアンケート調査結果について
 - ・自転車利用者、非利用者に対するアンケート調査
 - ・シェアサイクル利用者に対するアンケート調査
- (3) 新たな施策（案）について
- (4) 評価指標の見直しについて

3 その他

- ・今後のスケジュールについて
- ・次回協議会 令和4年10月7日（金） 9:30～11:30（予定）
新宿ファーストウエスト3階 AB会議室

4 閉会

<配付資料>

- [資料1] 新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画の改定
（中間見直し）について
- [資料2] 令和4年度新宿区自転車等駐輪対策協議会委員名簿
- [資料3] 座席表
- [資料4] 計画改定のスケジュール（案）

1 開会

2 議題

(1) 第1回協議会の概要と指摘事項への対応について

- ・事務局より資料1についての説明を実施

[遠藤会長] 第1回の協議会での内容を踏まえて事務局で作業をしたところを説明いただきました。自転車事故の増加要因やシェアサイクルに関すること、自転車ネットワーク路線の見直しの必要性についての検討についてです。最後のアンケートについては、この後説明があるとのこと。何かご質問等ありましたら、お願いいたします。今の説明も踏まえて、この後の見直し項目について説明があるかと思しますので、その時に気になる点がありましたら、ご指摘いただければと思います。

では、先に進みます。次に(2)自転車に関するアンケート調査結果についてです。事務局から説明をお願いいたします。

(2) 自転車に関するアンケート調査結果について

- ・事務局より資料1とアンケート調査結果についての説明を実施

[遠藤会長] アンケート結果は今後精査するということですが、アンケートの回答者について、年齢などで分類して分析する考えはありますか。

[事務局] 年齢や性別での分析は進めていますが、外国人の方は日本語でのアンケートですので、お答えいただけていないかと考えています。

また、配布している「令和4年新宿区での自転車利用に関する調査」は2つのアンケートを合わせたデータで、「自転車利用者」と「自転車を使わない非利用者」へのアンケート結果をまとめています。28ページをご覧ください。自転車利用者の個人属性について、年齢層で見ると30代が多いことが分かります。また、居住地は「区内」と「区外」で分類して調査をしています。30ページは、非利用者かつ区内在住の方に調査をしているものです。個人属性はこのように分類してアンケート調査を実施しています。

[遠藤会長] 承知しました。他にご質問などはありますか。

[廣井オガバー] 資料1のスライド25「交通ルールの認知・遵守状況の変化」で子どものヘルメットの着用について触れているのですが、ここでの子どもの定義を教えてください。また、東京都知事が以前自転車に乗ってヘルメットをかぶっていたという記事を見たことがあるのですが、大人へのヘルメットの着用について、どのような扱いになっているのか教えてください。

[事務局] ヘルメットの着用の子どもの定義についてです。これは13歳未満の子どもを対象とし、努力義務により、ヘルメットを着用させることとなってい

ます。そのため、子どもとは、13歳未満ということでご理解ください。大人のヘルメットの着用については、ヘルメットを被るよう努めないといけないということで、新宿区も啓発活動を行っています。

[廣井オガザバー] 分かりました。ありがとうございます。

[遠藤会長] 私から1点質問です。冒頭に新たな4つの視点「環境形成」「健康増進」「観光振興」「防災活用」を加えるとありましたが、これらの視点に結び付けられるデータがあればうまく分析していただきたいです。例えば、健康に結びつくデータというのはあるのでしょうか。観光振興に結びつくデータは調査されているように感じます。また、防災に関する設問は今回のアンケートにはないと思いますが、環境貢献への意識などを読み取れる設問があれば、分析していただきたいと思います。

[事務局] 会長からご意見をいただいたとおり、「環境形成」や「健康増進」に関連する設問も設けています。これから詳細に分析をしていきますが、いくつか紹介させていただきます。

アンケート資料の18ページに「コロナ禍によって自転車の利用が変わったか？」という設問があります。結果を見ると、コロナ禍によって自転車利用が増えた方が2割程度おり、その理由として、運動不足の解消などがあります。こうしたデータを踏まえて、4つの視点に関連した分析を進めていきたいと思います。

[遠藤会長] 承知しました。引き続き作業を進めて下さい。

それでは、次の議題に進みます。(3) 新たな施策(案)についての説明を事務局より、お願いいたします。

(3) 新たな施策(案)について

- ・事務局より資料1についての説明を実施

[遠藤会長] それでは、ご意見、ご質問などがありましたらお願いします。

[木内委員] 新規施策 E-5「新たなモビリティ、自転車配達業務へのルール・マナーの推進」に関する質問です。資料1の41ページの電動キックボードの記載について、現在の状況と、『周知啓発を強化』と書いてある部分についての今後の取り組みや方針について、具体的に教えて下さい。

[事務局] 電動キックボードの状況と周知啓発の強化について事務局からお答えします。電動キックボードについては、本年4月に道路交通法が改正され、今後2年以内に施行されます。内容は、電動キックボードは「特定小型原動機付自転車」という新たな分類になり、自転車とほぼ同様の交通ルールになると聞いています。年齢は16歳未満が運転禁止、免許は不要、ヘルメットの着用は努力義務となっています。ただし、ナンバープレートと自賠責保険への加入が必要となっています。また、最高速度は20キロ以下、原

則として車道、あるいは自転車専用通行帯の走行と聞いております。

区の関わりについてです。電動キックボードについては、現在、経済産業省、国土交通省、警察庁が、安全性の確保や取り扱いについて検証していると聞いています。特に、経済産業省では、新事業特例制度に基づき、事業者と実証実験を行っております。新宿区内も含む都内15区と6市で実証実験を行っています。区はこうした状況を注視しており、実証実験の検証結果や国の動向も踏まえて、安全に利用されるよう、周辺区と連携を密にしながら、今後の取り組みについて検討していきたいと考えています。

また、啓発等については、電動キックボードは手軽な移動手段で気軽に利用できること、なおかつ若者の利用が想定されているため、場合によっては、大きな事故につながる恐れがあると考えています。そのため、交通ルールやマナーの徹底を図ることが、重要であると考えています。

現在も警察と連携しながら街頭指導を行っていますが、今後は電動キックボードの普及を図っている団体等とも連携しながら、周知啓発に取り組んでいきたいと考えています。

[遠藤会長] そのほか、いかがでしょうか。

[小島委員] 資料1の37ページで「公共空間等へのシェアサイクルポート設置の推進」とありますが、ポートの設置というのは、需要が高い所に設置していくことが重要だと思うのですが、需要の把握はどのようにされているのか、あるいは、これからしていくのかという点について教えてください。

[事務局] サイクルポートの需要等について、どのように考えているかについてです。サイクルポートに関するアンケート結果が、資料1の29ページ目にあります。今ご意見を頂いたように、需要のある所に整備をするということで、区も考えています。

また、利用の目的を見ると、主に通勤、買い物、娯楽、飲食といった目的でシェアサイクルを利用される方が多いと認識しています。現在サイクルポートは、区内に約90カ所あります。主に新宿駅の周辺や繁華街等に多く設置されています。そうしたことから、買い物、娯楽、飲食という需要には応えていると考えています。一方、通勤の需要に対しては、駅周辺では主に区の南側、新宿駅や四ツ谷駅、高田馬場駅では増えつつありますが、落合地域や笹塚地域、若松地域といった区の北側では少ない状況です。通勤の利用者が多いということは、住宅地にもサイクルポートを多く配備する必要がありますが、ポートが少ない状況です。そうしたことから、通勤需要には十分に対応できていない状況であると考えています。今後の課題は、住宅地へのサイクルポートの設置であると考えています。

[小島委員] ありがとうございます。通勤需要は自宅から駅までの需要が高いのですね。新宿駅まで来た人がそこから職場に行くという需要ではないのですね。

[事務局] 駅を目的地としている方だけではなく、シェアサイクルを使って、直接職場に行くという方も多くいると考えます。シェアサイクルの利用において、半数以上の方が区外利用をしています。多くの方々が、新宿区から千代田区や渋谷区、港区の職場に行っていると考えています。

[小島委員] 承知しました。

[遠藤会長] ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

[廣井オガバー] 資料1の48ページで「環境にやさしく、健康によい自転車活用の情報提供の充実」の例として挙げている大分県の事例について教えてください。

[事務局] 「健康アプリおおいた歩得」というアプリがあり、歩くとポイントが貯まるものです。自転車を使うことによってもポイントが貯まるような仕組みになっていると認識しています。また、アプリでサイクルイベントの事業者の募集を行っており、アプリと連携した事業提案が行われているといった記載がありました。

[廣井オガバー] ありがとうございます。

[遠藤会長] H-1「環境にやさしく、健康によい自転車活用の情報提供の充実」についてですが、情報自体は何となく知っているものの、それを新たに自分の生活の中に取り込めるかということが、本質的には大事であると思います。このため、例えば伝えるだけではなく、社会実験をするなど、もっとアクションにつながるようなことを、施策に含めていくということは可能なのでしょうか。

[事務局] 周知啓発の取り組みだけではなく、いかに施策につなげていくかということですが、区の上位計画で具体的に何か施策を打つということができていない状況であるため、今回の計画に記載することで、今後、区の上位計画に反映させていきたいという意向です。そのため、具体的な施策は、現段階ではない状況です。ただし、パーク&シェアライドについては、新宿WEバスで、取り組みを行っているので、東京都と連携を図りながら、今後、検討をしていきたいと考えています。

[遠藤会長] 承知しました。

[廣井オガバー] 健康長寿担当です。新宿区でも大分県と同じような取り組みを、歩数、ウォーキングについて実施しています。歩くとポイントが貯まり、ポイントを一定以上貯めた方に対して賞品が当たるというような取り組みです。具体的には、活動量計とスマホのアプリで歩数を計測し、活動量計については、各地域に歩数を送信する端末があり、それを使って、歩数を記録しています。ただし、自転車の活用という面で考えると、現在のアプリはあくまで歩数を計測するものですので、大分県の例のようなことについて、今後、新宿区でも検討をしていきたいと考えています。

[小野川^{オノガハ}ガバー] 環境対策課長です。環境というタグで示された施策ですので、環境の側面からインセンティブが何か付けられるのかということ、今後この計画をブラッシュアップしてまとめていく際には、事務局と協議してまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

[遠藤会長] そのほか、いかがでしょうか。

[小澤委員] 四谷交通安全協会の小澤です。1つ目の質問は、自転車などの適正利用に関して、資料1の41ページ「電動キックボード等の法制度」について詳しく教えて下さい。時速6キロ以下や時速20キロ以下とありますが、メーターも付いてない車両の速度をどのように判断できるのでしょうか。ほかにも、運転免許が不要であることについて、交通違反があった際はどのようなかといった点について教えていただきたいです。決まっている法改正の内容で発表できる情報を、整理し、まとめていただけるとわかりやすいです。私達も交通安全協会一般の方に自転車の乗り方などを指導するとき最近よく聞かれます。先日電動キックボードがすごいスピードで走っており、ピンクのナンバープレートでした。それが御苑トンネルを走って行きました。そういうものも自転車の枠組みに入っているのでしょうか。そういったものをどのように分けしていくかが課題だと思います。

また、ナンバーが付いている車両を他人の囲繞地等に放置している場合の駐車違反について、どこまで対応するのかといったことを、もう少し説明していただくと大変ありがたいと思います。

[遠藤会長] ありがとうございます。事務局から回答をお願いします。

[事務局] 今ご質問がございました電動キックボードに関する法制度については、道路交通法が改正され、スピードや違反に関する内容は、私たちも、報道の範囲でしか、確認できていないところです。最高速度や罰則はありますが、交通反則通告制度、いわゆる青キップは適応されるというような限られた情報で、現在、警察、そして他の関係機関等との調整が進んでいるところだと認識しています。最高速度や違反などについて、詳細が明らかになりましたら、関係する交通安全協会の皆さまや地域の方に情報提供して、交通安全につなげていけるようにしていきたいと思っています。

[遠藤会長] ありがとうございます。電動キックボードのように、ルール自体が決まっていけないものが存在するなかで、ルールが明確に決まるまで、より安全を優先して対応していくという基本姿勢や考え方なのでしょうか。それとも、ルールが明確に決まるまでは自由な利活用を担保できるようにサポートしていくという姿勢でしょうか。そのあたりの考え方や対応について教えて頂きたいです。

[事務局] まずは、安全が第一だと思っています。それは、区だけではなく警察、地域の方も同じだと思います。そうしたなかで、国ではキックボードと新

しいモビリティを普及していく動きがあります。新しいモビリティ等の普及を検討するなかで、いかに安全性を確保していくかという、ある意味、相反するところありますが、そのような点も含めて検討がされているところだと思っています。

区としては、安全の確保を図りながら、いかに普及をしていくかという、国の流れを踏まえて、新しいモビリティの問題について、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

[遠藤会長] 4つ目の枠組みに「伝える」というところがあり、新しい取り組みのためには、対話が必要だと思います。新しい事業者・新しい利用者と、どのように協働を図るのかということについて、しっかりとコミュニケーションをとる機会があるとよいと思いました。

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。新規の施策、今回ご提案いただいた内容については、もう一度、議論の機会はありますので、今回の議論も含めて、それぞれの立場や団体の中で聞いていただいて、何か施策に対してのご意見をいただければよいと思います。

では、次の議題に進みます。(4) 評価指標の見直しについてです。

(4) 評価指標の見直しについて

- ・事務局より資料1についての説明を実施

[遠藤会長] ご質問などがありましたら、お願いします。

[小島委員] 資料1の55ページの自転車シェアリングの回転率ですが、説明ですと、自転車数が新宿区は多いため、回転数が低いとありましたが、中には港区や江東区のように、自転車数が多くても回転率が高い区もあります。使われ方が違うのかと少し感じます。例えば、回転率が2という、行きに使って、帰りに使う、それで2ですね。それを超えている区は、その間にたくさん使われているということだと思いますので、目標や指標について「使われ方」を少し調査・分析することで、回転率を上げることができるのではないかと思います。

[遠藤会長] 事務局からお願いします。

[事務局] 新宿区の利用実態を見ますと、やはり通勤での利用が多い状況です。そのため、朝利用されて、また夕方に戻ってくる利用が多くなっています。

回転率を増やすためには、いかに昼間時間帯の利用を増やしていくかということが課題となりますので、アンケート結果にありましたが、観光やサイクリング、ショッピングといった利用を促すことで、回転率を今後、改善していく必要があるのではないかと認識しています。

[小島委員] ありがとうございます。

[遠藤会長] そのほか、いかがでしょうか。なお、放置自転車台数の目標値ですが、放置自転車 280 台は厳しい目標ではないでしょうか。目標を高く掲げることは良いと思いますが、いかがでしょうか。

[事務局] はじめに、資料の訂正をさせていただきます。資料の中で撤去台数と記載されていますが、放置自転車台数です。これは、1 日当たりの、新宿区に放置されている自転車台数を示しています。なお、この数値は新宿区の特定のエリアの放置自転車台数であり、区全域ではないことをご理解ください。

目標値の 280 台についてのご質問ですが、今から 20 年前は、同じエリアに 1 万 2000 程度放置自転車がありました。それが、今では 580 台になって、さらに、その数値を下げたいこうと考えています。施策としては、撤去を強化することもあります。新宿区では、時間利用の駐輪場整備を進めており、令和 4 年度で整備が完了する予定です。時間利用の駐輪場は誰でもいつでも利用でき、かつ、2 時間まで無料ですので、気軽に駐輪場を利用できるようになります。そうしたことで放置自転車が、これまでよりも大幅に減るのではないかと考えています。こうした取り組みも進めていますので、目標を大きく掲げたというところです。

[小澤委員] 昔はお話しにあったように、街の中に放置自転車が多く止まっていた。今はほとんどないです。放置自転車と路上喫煙の対策等を一生懸命やってくださり、実際に数値で出ていますので、本当に感謝しています。

[遠藤会長] ありがとうございます。280 台を目標値とすることはわかりました。それでは、いろいろとご意見もいただきましたので、次回の協議会に向け、反映させてください。

それでは、3 その他について、事務局からお願いします。

3 その他

[事務局] 次回の協議会について、ご案内させていただきます。

令和 4 年 10 月 7 日金曜日、9 時 30 分から 2 時間程度を予定しています。場所は、第 1 回目の協議会を開催しました、新宿ファーストウエスト 3 階、AB 会議室です。今回は、本日いただきましたご意見等を踏まえて内容を修正し、パブリックコメントを実施する計画素案についての議論をいただきたいと考えています。会議が近くなりましたら、開催通知を皆さまに送付いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の計画書のたたき台、それからアンケート結果の速報の資料は机の上に置いて、お帰りください。残りの資料は、お持ち帰りください。事務局からは以上です。

4 閉会